

平成24年度 沖縄スパブランド構築促進事業  
**沖縄エステティック・スパ  
施設認証制度 条文**



平成24年11月

沖縄県エステティック・スパ協同組合(OESC)

OKINAWA ESTHETIC&SPA COOPERATIVE SOCIETY

<問合せ先>

沖縄県エステティック・スパ協同組合 事務局

TEL 098-832-1780

<郵送先>

〒900-0025 沖縄県那覇市壺川 3-5-1 東武壺川ビル 2階(パシフィック・ホスピタリティー・グループ内)

# 目 次

<b>沖縄エステティック・スパ施設認証 骨子</b> .....	1
<b>沖縄エステティック・スパ施設認証制度運用規程</b> .....	2
第1章 総則 .....	2
第2章 認 証 .....	2
第3章 審査 .....	9
第4章 認証判定委員会 .....	9
第5章 機密保持及び個人情報保護 .....	9
第6章 本規程の改訂 .....	10

# 沖縄エステティック・スパ施設認証 骨子

## 沖縄エステティック・スパの定義

沖縄エステティック・スパとは、健康と美の維持・回復や癒しの提供を目的として、沖縄のちむぐくる（肝心）をもって、沖縄の天然資源を活用した、沖縄らしい空間演出のなかで、様々な専門的施術サービスを提供する施設とする。

## 目的

本施設認証は、沖縄のエステティック・スパ施設の安心・安全なサービス品質を確保し、沖縄の地域資源を活用した独自のサービス向上と沖縄のエステティック・スパサービスの観光商品化および認知度向上・普及を行うことにより、沖縄スパの国際ブランド化を目指すことを目的とする。

## 範囲

本認証は、顧客が沖縄のエステティック・スパのサービスを安心して得られるための「施設」「サービス」「エステティシャン・セラピスト」「安心・安全・衛生管理」「沖縄らしさ」の各要件について、認証基準に合致していることを証するものであり、この認証は施設サービスの品質や経営内容を保証するものではない。また、使用される製品、医療機関に相応する事項、宿泊やレストランでのサービス品質についても含まれないものとする。

# 沖縄エステティック・スパ施設認証制度運用規程

平成 24 年 11 月 1 日

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 目的

沖縄エステティック・スパ施設認証制度(以下、「認証制度」という。)は、沖縄県エステティック・スパ協同組合(以下、「組合」という。)が独自に創設するもので、沖縄県内のエステティック・スパ施設の安心・安全なサービス品質を確保し、沖縄の地域資源を活用した独自のサービス向上と沖縄県内のエステティック・スパサービスの観光商品化および認知度向上・普及を行うことにより、沖縄スパの国際ブランド化を目指すことを目的とする。

### 第 2 条 認証の定義

本規程における認証とは以下のとおりである。

#### (1) 安心・安全を保持する仕組みおよび実態の確認

認証とは、沖縄のエステティック・スパ施設における顧客へのサービスの安全性、クオリティ保持・向上のため、各事業者が安心・安全を保持するための仕組みを確保しており、それらがしっかり運用されているか否かを確認するものである。

#### (2) 安心・安全を保持する仕組みおよび運用状況の確認方法

認証においては、申請事業者が申請において提出した書類一式(実績記録を含む)と、現地調査により確認し、適合する営業施設か否か審査員が審査し、判定委員会が判定する。

#### (3) 審査における要件

認証においては、「施設」「サービス」「エステティシャン・セラピスト」「安心・安全・衛生管理」「沖縄らしさ」の各視点において確認し、審査項目に合致するか否か、審査、判定する。

### 第 3 条 認証の範囲

本認証は、顧客が沖縄のエステティック・スパのサービスを安心して得られるための「施設」「サービス」「エステティシャン・セラピスト」「安心・安全・衛生管理」「沖縄らしさ」の各要件について、認証基準に合致していることを証するものであり、この認証はスパ施設サービスの品質や経営内容を保証するものではない。また、使用される製品、医療機関に相応する事項、宿泊やレストランでのサービス品質についても含まれないものとする。

### 第 4 条 責務

この規程における組合、審査委員、判定委員会、認証事業者の責務は以下のとおりとする。

(1) 当組合は、認証基準を設け、認証審査員、認証判定員会の設置・運用を行い、認証制度の適正な運用およびその普及に努める。

(2) 認証審査委員および認証判定委員会は、組合からの依頼により、公平・公正に認証の審査を行い、審査の信頼性の確保に努める。

## 第 2 章 認証

### 第 5 条 認証の基準

認証を申請する事業者が、認証を受けようとする店舗ごとに遵守しなければならない基準等は、次の

各号のとおりとする。

- (1) エステティックもしくはスパに関するサービスメニューを提供している施設であること。
- (2) 最低限の衛生管理、サービス内容保持のための仕組みがあり、それらの定期的なチェック制度が設けられ、実施・運用されていること。
- (3) 防災安全性の向上を図る法令規程に従った災害時対応マニュアルがあり、お客様の安全が確保された店舗運営を行っていること。
- (4) 従事する職員の労働環境・就業体制が十分に配慮された店舗経営であること。
- (5) 施術者について、申請店舗内に常時、TSP マーク認証取得者が全体の 10%以上、かつ、エステティシャン、スパセラピストの資格保有者が全体の 40%以上いること。なお、この内容については 2 年間の猶予期間を設けるものとし、猶予期間内に TSP、資格等、必要要件を取得する旨、宣誓し、期間内に基準を満たすものとする。
- (6) 「健康、美、癒し」サービスとして、県外の施設との差別化となる沖縄独自性を意識した施設内容およびサービスメニューづくりを行っていること。
- (7) 法令に反するサービスメニューの提供を行っていないこと。※医師法、理容師・美容師法、薬事法
- (8) 消費者保護法(消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、訪問販売法、貸金業規制法、利息制限法)に反しない施設であること。
- (9) お客様の声を拾うためのアンケート設置などの仕組みがあること。
- (10) お客様の不安感をあおる強引なセールスを行わないことを宣誓し、お客様への料金設定や契約規定があること。

#### 第 6 条 認証の新規申請

新たに認証を取得しようとする事業者は、認証を受けようとする店舗ごとに、以下の第 1 号から第 13 号までに掲げる書類を添えて組合に申請しなければならない。なお、すべての書類は読みやすい丁寧な文字で記載されていることとする。

- (1) 申請様式 1 「沖縄エステティック・スパ施設認証制度申請書」
- (2) 申請様式 2 「企業概要書」
- (3) 申請様式 3 「申請施設の地図および店舗写真(外観)」
- (4) 申請様式 4 「申請施設の見取り図」
- (5) 申請様式 5 「施設内容」
- (6) 申請様式 6 「施設特徴および沖縄独自性について」
- (7) 申請様式 7 「品質保持のための対策」
- (8) 申請様式 8 「強引なセールスを行わない旨の宣誓書」
- (9) 申請様式 9 「業務委託先元事業者審査協力同意書」(※申請する店舗が業務委託の場合のみ)
- (10) 発行後 3 ヶ月以内の登記簿謄本(個人事業者の場合は事業開設証明書)(コピーも可)
- (11) 店舗運営・サービス内容において必要とされる各種法令に係る許可書の写し
- (12) 店舗パンフレットおよびメニュー表等 消費者配布資料
- (13) 衛生に関するチェック表記録の写し(2 カ月) ※そうじチェック表等(様式ナシ)
- (14) 技術の定期チェック表記録の写し
- (15) 申請関連諸費用(¥32,000)の振込証明書コピー
- (16) TSP マーク認証の写し(施設内セラピスト全体の 10%)、かつ、エステティシャン、スパセラピストどちらかの資格証明書の写し(施設内施術者全体の 40%)。なお、この内容については 2 年間

の猶予期間を設けるものとし、猶予期間内に TSP、資格等、必要要件を取得する旨、宣誓し、期間内に基準を満たすものとする。

注) 上記資格とは、以下とし、その他の資格については、別途、資格内容を調査・協議の上、判断するものとする。

＜本認証制度において要件とする技術者の「資格」に該当するもの＞

下記国内、海外における資格発行を実施している「団体、組織、国」が実施している原則 300 時間以上のエステティック、スパにおける理論課程、技術課程を修了、習得し、資格を取得した技術者を本認証制度における資格要件とします。

国内認証団体・組織	認定特定非営利活動法人 日本エステティック機構
海外・ 国内認証団体 ・組織	一般社団法人 CIDESCO-NIPPON
	CIDESCO (Comité International D'Esthétique Et De Cosmétologie)
	CIBTAC (The Confederation of International Beauty Therapy & Cosmetology)
	ITEC (International Therapy Examination Council limited)
	IFA (International Federation of Aromatherapists)
国	オーストラリア国際資格
	アメリカ合衆国(州)
	フランス

## 第 7 条 対象者

次の要件を満たしている事業者は、沖縄エステティック・スパ施設認証を申請することができる。

- (1) 認証を得ようとする施設が沖縄県内に所在すること
- (2) 沖縄エステティック・スパのサービスを提供している施設であること
- (3) 申請する事業者が沖縄県エステティック・スパ協同組合に組合員として加入していること
- (4) 別紙様式 3 号の業務委託元事業者の審査協力の同意書を得ている(申請する店舗が、申請事業者自身の直接経営ではなく、ホテル等から業務委託をされて運営している場合)
- (5) 法令に反するサービスメニューの提供を行っていない施設であること。
  - ※医師法、理容師・美容師法、薬事法
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条」に該当するいわゆる「性風俗関連特殊営業」の事業を営んでいないこと
- (7) 申請の日前 3 年以内に以下の事由に該当していないこと

- 公序良俗に反する事業を行っている
- 反社会的勢力及び団体と関係を有している
- 解散または破産している(民事再生法・会社更生法・特別清算等の適用会社を含む)
- 補助、補佐及び後見の宣告を受けている
- 「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている
- その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為をしている
- 当組合における認証判定委員会において不適合の判定を受け、その後も認証の取得ができないまま改善計画を講じていない施設を運営している
- 第 35 条の認証取消処分を受けた施設を運営している

## 第 8 条 申請内容の変更

申請事業者は、申請から審査までの間に、申請書類に記載した内容に変更がある場合は、変更報告を速やかに書面にて当組合に提出するものとする。当組合は、変更報告の書面提出を受けた際、その記載内容に問題があると判断した場合は、申請の受理を取り消すことができる。

## 第9条 申請受理の取消

当組合は、申請事業者及び申請施設が申請後に、第7条「対象者」の要件を脱する状況になった場合、または申請内容に虚偽があることが明らかになった場合は、該当の申請施設に対する申請受理の取消に対して、認証不可とする場合がある。

## 第10条 認証の更新申請

認証を受けた事業者が、認証の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間が満了する日の3か月前までに、次の第1号から第16号の書類を添えて組合に申請しなければならない。但し、現在認証を受けている内容に変更がない場合、その添付を省略することができる。

- (1) 申請様式1「沖縄エステティック・スパ施設認証制度申請書」
- (2) 申請様式2「企業概要書」
- (3) 申請様式3「申請施設の地図および店舗写真(外観)」
- (4) 申請様式4「申請施設の見取り図」
- (5) 申請様式5「施設内容」
- (6) 申請様式6「施設特徴および沖縄独自性について」
- (7) 申請様式7「品質保持のための対策」
- (8) 申請様式8「強引なセールスを行わない旨の宣誓書」
- (9) 申請様式9「業務委託先元事業者審査協力同意書」(※申請する店舗が業務委託の場合のみ)
- (10) 発行後3ヶ月以内の登記簿謄本(個人事業者の場合は事業開設証明書)(コピーも可)
- (11) 店舗運営・サービス内容において必要とされる各種法令に係る許可書の写し
- (12) 店舗パンフレットおよびメニュー表等 消費者配布資料
- (13) 衛生に関するチェック表記録の写し(2カ月) ※そうじチェック表等(様式ナシ)
- (14) 技術の定期チェック表記録の写し
- (15) 更新申請関連諸費用(¥32,000)の振込証明書コピー
- (16) TSP マーク認証の写し(施設内セラピスト全体の10%)、かつ、エステティシャン、スパセラピストどちらかの資格証明書の写し(施設内施術者全体の40%)。

## 第11条 更新審査

認証事業者の更新審査においては、書類審査及び現地審査を行うものとする。

## 第12条 認証の非更新

認証事業者は認証の更新を希望する意思が無い場合、有効期限の1ヶ月前までに、当組合に書面にて申し出るものとする。

## 第13条 認証審査事項の変更

認証を受けた事業者は、第6条に定める申請書類について、内容を変更しようとするときは、様式1号に必要事項を記入し、当組合に提出するものとする。なお、その内容によっては認証を取り消すことがある。

## 第14条 認証申請書の記載事項変更届

認証を受けた事業者は、次の第1号から第3号までに掲げる事項を変更したときは、様式第1号による変更等届出書に変更内容が確認できる書類(法人にあつては登記事項証明書等)および認証書を添えて、遅滞なく組合に届け出なければならない。

組合は、届出内容を確認の上、届出のあった事業者に対し、認証書の書き換え交付を行うものとする。なお、再発行に際しては別表 6 に定める費用を納めるものとする。

- (1) 認証を受けた事業者の住所(法人は、主な事務所の所在地)
- (2) 認証を受けた事業者の氏名(法人は、名称、代表者の氏名)
- (3) 店舗の名称、商号

#### 第 15 条 書類審査(第 1 次審査)

第 6 条(認証の新規申請)、第 10 条(認証の更新申請)において提出された書類について、組合内部にて申請要件に該当し、申請に必要な書類がそろっているか否か、確認を行うものとする。

#### 第 16 条 現地調査(第 2 次審査)

第 7 条(認証の新規申請)、第 13 条(認証の更新申請)、第 25 条(再審査申請)に係る認証を受けようとする事業者は、組合が委嘱した審査員 2 名が行なう現地調査を受けなければならない。

現地調査の結果、申請内容との相違また現地状況に不備がある場合、審査員はそれを指摘し、事業者は改善しなければならない。なお、審査員は、指摘事項の改善状況を確認するため、必要に応じ再度現地調査を行う場合がある。

#### 第 17 条 審査結果の報告

審査員は、現地検査(第 2 次審査)の結果について、審査チェックリストの記入、是正措置に関するフォローアップ活動等も含め、審査報告を作成し、組合に提出する。本規定に基づいて解決できなかった争点については問題の解決を本組合に付託するものとする。

#### 第 18 条 認証判定委員会への認証判定依頼

組合は、認証基準に適合し、提出書類内容および実施状況等が適正であった場合は遅滞なく、様式第 2 号による認証判定委員会審査依頼書に、別紙様式第 2 号(認証申請書)の写し、提出書類一式および審査報告書を添付し、認証判定委員会に認証判定を依頼しなければならない。

#### 第 19 条 認証判定

認証判定委員会は、第 18 条(認証判定委員会への認証判定依頼)に基づく依頼を受け、次に掲げる判定を行い、その結果を組合に報告するものとする。なお、認証判定委員会の開催運営に関わる調整ならびに費用等については、組合が負担する。

- (1) 認証基準に基づく書類審査(第 1 次審査)および現地審査(第 2 次審査)の審査結果報告をもとに認証か否かの判定を行う。
- (2) 認証判定委員会は 3 名の判定委員により構成され、当該申請案件の審査員は判定委員になることはできない。認証判定委員会は、報告された審査結果の評価について疑義がある場合は審査員に事情聴取や意見を求めることができる。
- (3) 認証判定委員会および判定について、別途設置する認証判定委員会運営要領に準じ行なう。

#### 第 20 条 認証書の交付

組合は、認証判定委員会の報告を受け、次の各号に掲げる何れかの通知書を、遅滞なく申請事業者に交付しなければならない。

- (1) 認証判定の結果、認証基準等に適合すると判定するときは、様式第 3 号による認証書
- (2) 認証判定の結果、認証基準等に適合しないと判定するときは、様式第 4 号による通知書

なお、認証を受けた事業者が交付された認証書を紛失またはき損したときは、様式第 5 号の認証書再交付申請書に必要事項を記入し、遅滞なく組合に再交付の申請をしなければならない。



## 第 21 条 認証書の有効期間

- (1) 第 6 条(認証の新規申請)の規定に係る認証の有効期間は、認証の日から 3 年間とする。
- (2) 第 10 条(認証の更新申請)の規定に係る認証の有効期間は、3 年間とする。
- (3) 第 13 条(認証審査事項の変更)および第 14 条(認証申請書の記載事項変更届)において差し替え交付した認証の有効期間は、それぞれ変更申請または変更届出前の認証に係る有効期間とする。
- (4) 第 20 条の規定に係る再発行された認証の有効期間は、当該認証に係る有効期間とする。

## 第 22 条 認証書および認証マークの契約および提示

- (1) 認証付与を判定された事業者と組合は、認証付与に関する契約および当組合が保有する認証マークの使用権の許諾に関する契約を締結するものとする。
- (2) 認証の付与と判定された事業者は、第 6 条、第 10 条、第 13 条において交付された認証書を、認証を受けた店舗への提示や事業活動に利用することができる。
- (3) 認証書および認証マークの有効期間は認証の日から 3 年間とする。

## 第 23 条 認証書および認証マーク提示の禁止事項

- (1) 認証店舗及び認証店舗を営業者は、認証書および認証マークを認証店舗以外の営業店舗で使用、または他の事業者及び店舗に貸与または譲渡してはならない。
- (2) 認証が取り消された場合は直ちに本認証マークの使用を停止しなければならない。但し、異議申し立てが行われた場合はその裁定が下るまでは仮の使用権が認められるものとする。

## 第 24 条 認証施設の公表

認証された店舗は、店舗の基本情報(店舗名や住所、施設情報、サービスメニュー等)を、当組合の媒体(ホームページ等)により公表するものとする。

## 第 25 条 再審査の申請

第 20 条 2 号の規定により、認証基準等に適合しない旨の判定通知を受けた事業者が、再審査申請をする場合は、様式 4 号の通知書を受け取った日から起算して 6 カ月以内に適合しなかった事項の改善を完了し、その内容を示す様式 6 号の認証再審査申請書(正 1 部、副 2 部)を記載し、組合に申請するものとする。

## 第 26 条 調査

認証制度の適正な運用のため、必要と判断した場合には、申請事業者及び認証事業者に対し運用状況について報告を求めることがある。また、報告の結果、特に必要があると認められた場合には、申請事業者及び認証事業者に対し現地調査の受け入れを求めることができる。申請事業者及び認証事業者は、当組合から報告および現地調査を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

## 第 27 条 改善要請または勧告

調査結果に基づき、認証制度の適正な運用のために必要と認められるときは、申請事業者及び認証事業者に対し、改善その他必要な処置を要請又は勧告を行うものとする。

## 第 28 条 臨時審査

組合代表理事が必要と判断したときは、組合は第 26 条の調査および緊急審査を審査員に依頼し、審査員は審査の結果を認証判定委員会に提出するものとする。なお、認証判定委員会は決議により、是正の指示、認定の取消を判定できるものとし、組合は、是正の指示の際は様式 7 号の改善要請・勧告書を、取消判定の際は様式 8 号の認証取消通知書を事業者に送付するものとする。

## 第 29 条 認証の失効

認証事業者が、認証の有効期間中に次の第 1 号から第 3 号に定める事項が生じた場合には認証を失効するものとする。

## 第 30 条 認証の停止・取消

認証事業者が次の第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する場合は認証を一旦停止とし、認証判定委員会の決議により、認証を取り消すことができる。取消しがあった場合は、当組合は、様式 8 号の認証取消通知書を事業者に送付し、付与した認証は当該取消の日から効力を失うこととする。

- (1) 本規定で定める遵守すべき事項において、重大な違反行為が認められた場合
- (2) 第 6 条、第 10 条に定める申請書類の記載内容に虚偽があることが明らかになった場合
- (3) 正当な理由なく第 26 条の調査に応じない場合又は虚偽の報告をした場合
- (4) 正当な理由なく第 27 条の要請又は勧告に従わず、必要な処置を取らない場合
- (5) 第 28 条の臨時審査による判定委員会において認証取消判定を受けた場合

## 第 31 条 認証の辞退および店舗廃止による認証返上

認証事業者は、次の各号に該当する場合は、様式 9 号の認証の辞退・廃止届により、組合に認証書を添えて、速やかに届出なければならない。

- (1) 自ら認証を返上しようとするとき
- (2) 認証を受けた店舗を廃業または廃止したとき

## 第 32 条 認証書等の返還

認証の有効期間が満了した施設、有効期間満了後認証の更新が認められない施設、第 292 条の認証を失効、取消となった事業者は、認証書等を当組合に速やかに返還するものとする。

## 第 33 条 異議申し立て

申請事業者及び認証事業者は次の第 1 号から第 6 号の処置に対して異議がある場合、組合に異議申し立てをすることができる。なお、異議申し立ては、書面にて行なうものとし、様式 10 号の異議申し立て申請書に同意できない旨の記載と、その項目および理由等必要事項を記載し、組合に提出するものとする。

組合は異議申し立て後、30 営業日以内に組合役員会や認証判定委員会との協議を経て協議・判断する。必要な場合は認証判定委員または、組合による現地調査を行うものとする。申立期間中の認証の効力は、申し立て結果が出るまで一時停止とする。

- (1) 第 1 次審査(書類審査)の審査経過及び結果
- (2) 第 2 次審査(現地審査)の審査経過及び結果
- (3) 再審査の経過及び結果
- (4) 臨時調査・審査経過及び結果
- (5) 認証判定委員会判定結果
- (6) 認証の取消

## 第 34 条 費用

認証における次の第 1 号から第 5 号に要する費用は、別表 1 の認証費用のとおりとし、当該事業者は所定の形式で期限内に組合に一括納入するものとする。なお、申請事業者及び認証事業者は、支払った費用について、返還を求めることはできない。

- (1) 認証申請
- (2) 認証取得判定後の認証登録

- (3) 認証ロゴ発行
- (4) 更新申請
- (5) 追加審査

## 第 3 章 審査

### 第 35 条 審査

審査は、申請書類を提出した申請事業者および申請店舗について、次の各号の審査を行い、認証の適合性について調査・審査するものとし、別表 2 の審査要領に従い、実施される。

- (1) 書類審査(第 1 次審査)
- (2) 現地審査(第 2 次審査) 面接審査およびヒアリング審査を含む

### 第 36 条 審査員

審査員は、別紙 3 の審査員要件に合致し、宣誓事項を誓約できるものを組合が選定し、任命するものとする。なお審査員の構成人数は 1 件の申請に対し、原則 2 名とする。

## 第 4 章 認証判定委員会

### 第 37 条 認証判定委員会

認証判定委員会は、次の第 1 号から第 3 号の際に開催するものとし、運用においては、別紙 4 の認証判定委員会運用要領に則って行う。

- (1) 沖縄エステティック・スパ認証の申請を受け、審査員が行なった申請施設への書類審査および現地審査の結果をもとに、申請者および申請施設が沖縄エステティック・スパ施設認証として適合か否かの判定を行う場合。
- (2) 判定結果後、評価に対する異議申し立てがあった場合。
- (3) その他、臨時審査等、組合代表理事が必要と認めた場合。

なお、会議の委員構成は 3 名とし、うち 1 名は有識者、その他、エステティック、スパ関連業界および安全管理等に詳しいもので構成するものとする。ただし、当組合員は委員に該当しないものとする。

## 第 5 章 機密保持及び個人情報保護

### 第 38 条 機密保持

組合および審査員、認証判定員は、審査業務を行う上で知り得た申請事業者及び認証事業者に関する施設および事業者の情報の機密を保持し、書面による事業者の同意なしに、その内容を第三者に開示しない。但し、次の第 1 号から第 4 号については、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 情報を得る以前に、既に公知であった情報
- (3) 当組合とは別の第三者により、正当に開示された情報
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令で定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合で、かつ本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき

### 第 39 条 個人情報保護

組合は、審査業務を行う上で申請事業者および認証事業者に該当する施設及び事業者から入手した個人情報を、個人情報保護法に基づき以下の第 1 号から第 3 号のように保護する。

- (1) 個人情報の利用目的を、審査活動及び認証維持活動に関わる範囲内とする。
- (2) 個人情報を第三者に提供しない。第三者への提供が必要な場合には、あらかじめ当該事業者の同意を得るものとする。
- (3) 申請事業者および認証事業者に該当する施設および事業者自身からの個人情報の開示・訂正・削除の請求がある場合には、書面にて確認をした上で適切に対応するものとする。

## 第 6 章 本規程の改訂

### 第 40 条 本規定の改訂

組合は、本規程を改訂したときは、申請事業者及び認証事業者に通知するものとする。また、当組合の媒体(ホームページ等)を通じてその旨を公表する。

### 第 41 条 その他の事項

本規程に記載されていない疑義が生じた場合については、当組合理事会または認証判定委員会において適宜検討するものとする。

平成 23 年 10 月 26 日施行